

第 2 期徳島県ニホンザル適正管理計画（案）

平成 29 年 月

徳島県

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景及び目的.....	1
(1) 背景	1
(2) 目的	1
2 管理すべき鳥獣の種類.....	1
3 管理計画の期間.....	1
4 管理が行われるべき区域.....	1
第2章 生息環境及び生態.....	2
1 生息環境.....	2
(1) 地形	2
(2) 気候	3
(3) 森林の現況	3
2 生態.....	3
(1) 生態及び食性	3
(2) 群れの行動とハナレザル	3
第3章 生息状況及び農作物被害状況（現状）	5
1 生息状況.....	5
2 農作物等被害状況.....	9
第4章 第1期計画の実施状況及び評価と課題.....	11
1 実施状況.....	11
(1) 個体数管理	11
(2) 被害防除対策	11
2 評価.....	12
(1) 個体数管理	12
(2) 被害防除対策	13
3 課題解決のための今後の対応.....	13
第5章 計画の基本方針と管理の目標.....	14
1 管理計画の基本方針.....	14
(1) 加害レベルの管理	14
(2) 順応的な管理	14
第6章 目標を達成するための具体的な取組み.....	15
1 個体数管理に関する事項.....	15
(1) 加害群・個体数管理	15
(2) 加害群・個体数管理の方法	15

2	被害防止対策に関する事項.....	17
(1)	侵入防止柵の設置及び機能維持の推進	17
(2)	集落環境対策	17
(3)	追い払い	17
(4)	普及啓発	18
(5)	その他	18
3	その他.....	18

第7章 管理計画の実施体制と関係機関の役割..... 19

1	管理計画の実施体制.....	19
2	関係機関，農林業者，捕獲従事者，県民の役割.....	19
(1)	県の役割	19
(2)	市町村の役割	19
(3)	農林業者の役割	20
(4)	捕獲従事者の役割	20
(5)	県民の役割	20

第8章 その他..... 21

1	被害防止計画との整合性.....	21
2	モニタリングの実施.....	21
3	管理計画の見直し.....	21
4	人材の育成・確保.....	21
5	関係地方自治体との連携.....	21
6	生息地の保護及び整備.....	21
7	外来種の対応.....	22

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景及び目的

(1) 背景

徳島県のニホンザルによる農作物被害は、高い水準が続いている。被害防止に向け、進入防止柵の設置、放任果樹の除去、モンキードッグ等による追い払い活動、有害鳥獣捕獲等の総合的な被害対策が実施されている。しかしながら、近年ニホンザルの生息範囲は拡大傾向にあり、人里近くへ侵出した群れは農耕地への依存度を高めている。

また、ニホンザルは基本的には群れで行動する動物であるため、群れごとに管理方針を決定していくことが基本であり、ニホンジカやイノシシなどのような生息密度の管理ではなく、加害の程度に応じた個体数管理が求められる。そこで、県内に広く分布するニホンザルの管理方針を明確にし、「人との軋轢の解消」及び「地域個体群の保全」に向けた管理施策を強化することが求められている。

(2) 目的

徳島県のニホンザルによる被害状況及び生息状況に鑑み、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展の観点から、人身被害、生活被害及び農作物被害の防止を図るとともに、生物の多様性の確保（生態系の保護を含む。）の観点からは、地域個体群の維持にも配慮しつつ、その生息数の適正な水準への減少と、生息地の適正な範囲への縮小を図る。そのため、ニホンザルを第二種特定鳥獣と定め、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく第二種特定鳥獣管理計画（以下「管理計画」という。）を策定する。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル (*Macaca fuscata*)

3 管理計画の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

4 管理が行われるべき区域

徳島県全域

第2章 生息環境及び生態

1 生息環境

(1) 地形

本県は、四国の東部に位置し、東は紀伊水道に面し、北は香川県、南は高知県、西は愛媛県に接している。山地が多く、全面積約4,146.67km²の約75%を占めており、北から香川県との県境を形成している讃岐山脈、標高1,954.7mの剣山の属する四国山地、及び県南の海部山地の3つがある(図1)。四国第2の高山である剣山を中心とした剣山地は県を南北にわける分水嶺(れい)で、その北方を流れる吉野川は水源を遠く高知県に発し、本県に入り三好市池田町から直角に流れを東に転じ、東流するにしたがって広くなり、くさび形の徳島平野を作っている。吉野川の北に位置する讃岐山脈は一般に低く、山麓には扇状地が発達し、吉野川下流の低地は勝浦川及び那賀川下流の低地とともに広く水田地帯となっている。分水嶺(れい)の南斜面の山地は豊富な森林地帯となっているが、その山地帯に源流を持つ那賀川、海部川は溪谷の景観を呈し、広い平地は少なく、阿南市以南では山地が直接海にせまった岩石海岸となっている。

本県は、このように多様な地理的特徴を有していることから、本来多種多様な動植物が生息できる自然環境条件に恵まれている。しかしながら特に戦後、高度経済成長期を通じた開発や森林の変化、中山間地域を取りまく環境の変化により、野生鳥獣の生息環境は大きく変化した。これによりツキノワグマなど急激に生息数が減少し、絶滅が危惧される種が現れる一方、生息数が急激に増加したにもかかわらず生息状況の変化に即さない保護管理施策が継続された結果、人間活動との軋轢(あつれき)が大きな社会問題となってしまった種も現れており、管理計画で取りあげるニホンザルは後者の代表的な種のひとつである。



図1 徳島県の地形概要

(2) 気候

本県は、大きく3つの気候区に大別され、北部は瀬戸内気候に、南部は太平洋側気候に、西部の山地は山岳気候に属している。

年平均気温は、県東部の海岸地方で約16℃であり、県西部の山沿い地方に向かうに従い、次第に低くなる傾向にある。県内で最も寒冷地にあたるのは、剣山周辺の山麓部であり、年平均気温は約12℃である。

年平均降水量は、南部地方では3,000～3,200mmと多く、剣山の北側は1,300～1,400mmであり、剣山山系を境に県北部の降水量は、県南部の約1/2となっている。

(3) 森林の現況

徳島県の面積414,667haのうち、森林面積は約312,258haであり、林野率は約75%を占める。そのうち、自然林は17,310haで県土の約4%と極めて低く、二次林は121,709haで県土の約29%である。人工林率は約62%で、昭和60年以降ほとんど増加していない。

森林の所有形態は国有林が6%、民有林が94%であり、民有林の割合が高いのも本県の特徴である。

2 生態

(1) 生態及び食性

ニホンザルは本州、四国、九州とその周辺の幾つかの島に生息する日本固有の霊長類である。オスの方が大きく、頭胴長53～60cm、尾は短く尾長8～12cm、体重10～18kgで、メスは頭胴長47～55cm、尾長7～10cm、体重8～16kg程度である。毛の色は茶褐色ないし灰褐色で、顔と尻は裸出している。

ニホンザルは昼行性の動物であり、夜が明けるころから活動を始め、行動範囲を群れで移動しながら、食べ物を探して食べたり、休息したりを繰り返す。特定のねぐらは持たず、夜、日が暮れて暗くなるころ、その日の寝る場所が決まると移動をやめ、樹上や木の根元、岩場などで、しゃがんで手足を抱えた姿勢で眠りにつく。行動域内を良く知っていて、夏の暑い時期には涼しいところ、冬には暖かいところにいることが多い。針葉樹の植林地のうち、特に手入れされていない森林は、採食できる植物がないので素早く移動するか休息するだけのことが多い。

また、農業被害が出ている地域では、耕作地の周辺を離れずに歩き回っているニホンザルの群れが多数知られている。

食性は植物食の強い雑食性であり、果実、種子、若葉、冬芽、タケノコなどの植物質の他、サワガニ、昆虫類なども採食する。季節ごとにそれぞれ5～6種程度の主要な採食樹種があつて、それだけで大部分を占めている。そして採食樹種には地域的な違いがあつて、何を食べるかには文化的な違いも影響している。

被害作物が地域により異なるのは、ニホンザルが新奇なものに手を出さない場合が多いからであり、初めは見向きもしなかった作物でも何年かたつと被害が出始めるが、これは学習効果によるものである。基本的には、唐辛子など多少の例外を除けば、人間の食べるものは何でも食べると考えられる。

(2) 群れの行動とハナレザル

ニホンザルは通常数10頭から100頭程度の個体が集まった群れ（集団）を作つて生活してい

る。それが他の中大型哺乳類との際だった違いである。

群れはメスの家系で構成され、一群あたりの行動域は、群れサイズ（個体数）の大きさやその地域の植生などにより異なるが、数平方キロから数10平方キロ、特に広い場合は100平方キロにもなる場合がある。

基本的に群れ同士は敵対的であり、行動域が多少オーバーラップしても、各群れが高い頻度で利用する中心地域では排他的である。行動域が広い場合はその中に針葉樹の植林地が含まれている場合が多く、また群れが耕作地の周縁を巡り歩いている場合には、計算上の行動域面積が広くなる。

群れは、複数の成獣オス（7～8歳以上）と通常その同数から5倍程度の数の成獣メス（5～7歳以上）、そしてそのコドモ（4歳以下）たちからなる（年齢には個体差あり）。出産は年一回、秋10月から1月頃までが交尾期、春3月から7月頃までが出産期で、妊娠期間は175日前後である。おおむね隔年出産であるが、栄養条件次第では連年出産も稀（まれ）ではない。

ニホンザルのオスは成熟するといったん群れを出て、ハナレザルになる。このことが、結果として近親交配を避けるメカニズムになっている。その移動距離は個体ごとに様々だが、1年足らずの間に60kmも移動した例が知られており、状況次第ではかなり遠方まで移動していくものと考えられる。その一方で、ある特定の農耕地周辺に居着いてしまい、住民から顔を覚えられてしまうまでになる成獣オスもいる。こうしたハナレオスは時としてかなり大胆になり、人を脅したり、人家に侵入したりすることがある。このようなオスが群れに入ると、時として人を怖がらず、人家近くに頻繁に出没するような悪い習慣を、群れ全体に伝えることになるといわれている。

群れは、サイズが大きくなる（おおむね60頭）など幾つかの生態的・社会的要因が引き金となって分裂が起こる。

また、群れはめったなことではその行動域を変えないものと考えられていたが、人里との間に他の群れが存在しない場合、少しずつ人里の方へ近寄ってくる群れがあることが各地で報告されており、これがニホンザルの分布域拡大の大きな要因となっている。

第3章 生息状況及び農作物被害状況（現状）

1 生息状況

本県のニホンザルは四国に広く分布する「四国地域個体群」に属し、安定的な地域個体群と位置付けられている。

環境省は、自然環境保全基礎調査として哺乳類分布調査を定期的に行っている。これは、国土地理院発行の5万分の1の地形図を縦横それぞれ4等分してできる約5km×5kmの区画（全国で17,376区画。以下「5kmメッシュ」という。）ごとに、種ごとの生息の有無を明らかにしたもので、昭和53年及び平成15年にその結果が公表されている。

これによると、ニホンザルの群れの生息状況については、全国の平成15年の生息区画は、区画数3,471、区画率20.0%であり、昭和53年と比較し区画数で1,183、区画率で6.8ポイント（以下「p」とする。）の増加が認められた（表1）。また、四国の生息区画率の増加は10.9pであり、全国平均よりも4.1p高く、中部（13.4p）、関東（12.2p）、近畿（12.1p）に次ぐ高さを示していた。

本県における平成15年の生息区画は、区画数121、区画率59.3%であり、区画率は滋賀県（73.7%）、山梨県（68.2%）、三重県（67.4%）に次ぐ高さである。また、昭和53年と比較すると、67区画の増加が認められ、この四半世紀の間に2.2倍に分布が拡大している。（表1、図2）。

平成15年に新たに生息が確認された区画をみると、大部分は耕作地や集落地域となっており、人里への進出が起きているのは明らかである。人里近くへ進出した群れは、農耕地への依存度を高め、農作物という栄養価の高い食物摂取による妊娠率の向上や死亡率の低下が進み、さらなる農作物等を加害する群れや個体の増加につながっていると考えられる。

また、平成24年に市町村の鳥獣担当者に対して実施したアンケート調査・ヒアリング調査（以下「アンケート等調査」という。）やニホンザル対策モデル事業推進業務報告書（環境省、2015）（以下「業務報告書」という。）によると、県内に生息する加害ザルについて、群れの推定数は約120～170群れ、推定生息数は約4,500～6,800頭となった（表2）。また、群れの分布地域以外においても「ハナレザル」と見られる単独のニホンザルが目撃されており、ハナレザルが市街地に出没し、生活環境被害を発生させた事案も確認されている。

なお、これまでに実施した出没カレンダー調査やテレメトリー調査によって判明している群れの状況や分布状況を表3、図3に示す。

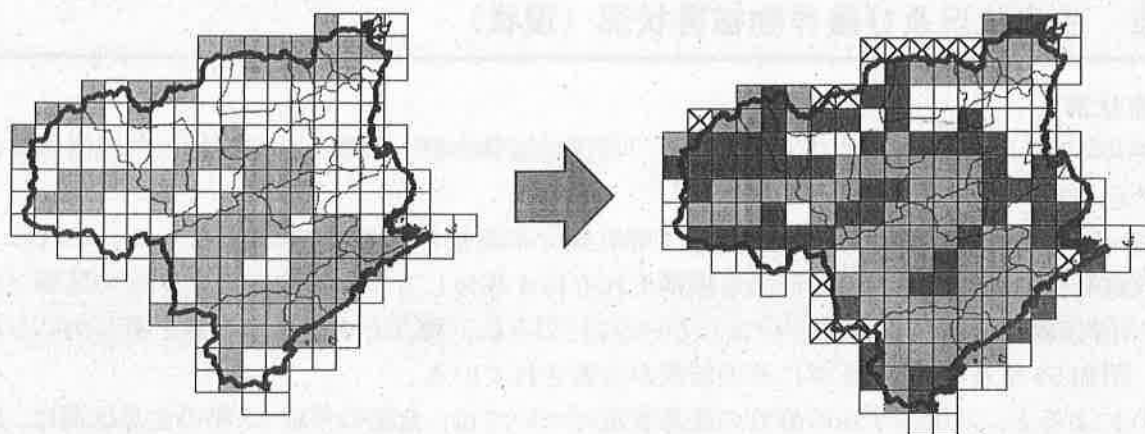
ただし、市町村担当者による群れと個体数の推定には、テレメトリー調査など科学的調査手法によって得られた情報と地域住民や農業関係団体などの関係者から得られた情報などが混在しており、曖昧さを含んでいる。このため、加害群と個体数の管理を進めつつ、変化する群れ・個体数、分布域、行動等の把握に努め、被害の減少に向けた対策を進めていく必要がある。

表1 ニホンザル（群れ）の生息区画数、生息区画率

	昭和53年（1978年）		平成15年（2003年）		生息区画数の比較	全区画数
	①	②	①	②		
全国	2,288	13.2%	3,471	20.0%	1.5倍	17,376
徳島県	54	26.5%	121	59.3%	2.2倍	204

※1 表中①は「生息区画数」、②は「生息区画率」を示す。

※2 平成15年（2003年）四国4県の生息区画率は84%。



■ 昭和 53 年（1978 年）に生息確認
 ■ 平成 15 年（2003 年）に新たに生息確認
 ☒ 昭和 53 年（1978 年）のみ生息確認

図 2 自然環境保全基礎調査（環境省）による県内のニホンザルの分布図

表 2 徳島県内の加害群の推定群れ数及び推定個体数

圏域	市町村名	推定群れ数（群）		推定個体数（頭数）	
		最小	最大	最小	最大
東部	徳 島 市	1	1	30	50
	鳴 門 市	10	10	292	367
	小 松 島 市	—	—	—	—
	吉 野 川 市	5	6	100	180
	阿 波 市	4	5	80	150
	勝 浦 町	3	4	100	120
	上 勝 町	4	5	80	150
	佐那河内村	3	3	90	150
	石 井 町	—	—	—	—
	神 山 町	21	21	700	700
	松 茂 町	—	—	—	—
	北 島 町	—	—	—	—
	藍 住 町	—	—	—	—
	板 野 町	2	2	41	51
	上 板 町	3	3	150	200
南部	阿 南 市	6	7	585	585
	那 賀 町	12	20	196	600
	牟 岐 町	9	10	300	500
	美 波 町	4	5	80	150
	海 陽 町	6	7 以上	120	220
西部	美 馬 市	7	7	500	600
	三 好 市	7	30	500	1,200
	つ る ぎ 町	10	15	400	500
	東みよし町	4	10	140	300
合	計	121	171	4,484	6,773

表 3 これまでの調査において確認されている加害群の推定個体数及び加害レベル

市町村	群れ名	推定個体数	加害レベル		備考
			県	国	
鳴門市	栗田群	10～15	Ⅱ	3	～2015 年度出没カレンダー調査等(国)
	櫛木群	59	Ⅱ	3	～2015 年度出没カレンダー調査等(国)
	板東群	40～50	Ⅱ	3	～2015 年度出没カレンダー調査等(国)
	三津群	20～30	Ⅱ	3	～2015 年度出没カレンダー調査等(国)
	川筋群	18	Ⅱ	3	～2015 年度出没カレンダー調査等(国)
	大浦群	30～40	Ⅲ	4	～2015 年度出没カレンダー調査等(国)
	大谷群	20～30	Ⅱ	3	～2015 年度出没カレンダー調査等(国)
	大麻群	35	Ⅱ	3	～2016 年度 G P S 首輪調査等(県)
	池谷群	30～50	Ⅲ	4	～2015 年度出没カレンダー調査等(国)
	東地群	30～40	Ⅲ	4	～2015 年度出没カレンダー調査等(国)
板野町	板野 A 群	21	Ⅱ	3	～2015 年度出没カレンダー調査等(国)
	板野 B 群	20～30	Ⅱ	2	～2015 年度出没カレンダー調査等(国)
上板町	上板 A 群	70～80	Ⅲ	4	～2015 年度出没カレンダー調査等(国)
	上板 B 群	80～100	Ⅱ	2	～2015 年度出没カレンダー調査等(国)
上勝町	上勝 A 群	不明	不明	不明	2014 年度 G P S 首輪調査等(県)
徳島市 神山町 佐那河内村	SKT-A 群	165	不明	不明	～2016 年度 G P S 首輪調査等(県)
	SKT-B 群	12	不明	不明	～2016 年度 G P S 首輪調査等(県)
	SKT-C 群	不明	不明	不明	～2016 年度 G P S 首輪調査等(県)
	SKT-D 群	不明	不明	不明	～2016 年度 G P S 首輪調査等(県)
阿南市	阿南 A 群	100	Ⅲ	4	2015 年度出没カレンダー調査(県)
	阿南 B 群	165	Ⅲ	4～5	2015 年度出没カレンダー調査(県)
	阿南 C 群	80	Ⅱ	2～3	2015 年度出没カレンダー調査(県)
	阿南 D 群	100	Ⅱ～Ⅲ	3～4	2015 年度出没カレンダー調査(県)
	阿南 E 群	40	Ⅱ～Ⅲ	3～4	2015 年度出没カレンダー調査(県)
	阿南 F 群	50	Ⅱ	3	2015 年度出没カレンダー調査(県)
那賀町	那賀 A 群	15～30	Ⅱ	2	2014 年度出没カレンダー調査(県)
	那賀 B 群	10～20	Ⅱ	3	2014 年度出没カレンダー調査(県)
	那賀 C 群	15～30	Ⅱ	3	2014 年度出没カレンダー調査(県)
	那賀 D 群	20～30	Ⅱ	3	2014 年度出没カレンダー調査(県)
	那賀 E 群	20～25	Ⅱ	2	2014 年度出没カレンダー調査(県)
	那賀 F 群	20～25	Ⅱ	3	2014 年度出没カレンダー調査(県)
	那賀 G 群	20	Ⅲ	4	2014 年度出没カレンダー調査(県)
	那賀 H 群	22～30	Ⅲ	4	2014 年度出没カレンダー調査(県)
	那賀 I 群	6～25	Ⅱ	2	2014 年度出没カレンダー調査(県)
	那賀 J 群	18～25	Ⅱ	2	2014 年度出没カレンダー調査(県)

	那賀 K 群	10～20	Ⅱ	3	2014 年度出没カレンダー調査(県)
	那賀 L 群	20	Ⅱ	2	2014 年度出没カレンダー調査(県)
海陽町	海陽 A 群	不明	不明	不明	～2011 年度テレメトリー調査(市町村)
	海陽 B 群	不明	不明	不明	～2011 年度テレメトリー調査(市町村)
	海陽 C 群	不明	不明	不明	～2011 年度テレメトリー調査(市町村)
	海陽 D 群	不明	不明	不明	～2011 年度テレメトリー調査(市町村)
	海陽 E 群	不明	不明	不明	～2011 年度テレメトリー調査(市町村)
	海陽 F 群	不明	不明	不明	～2011 年度テレメトリー調査(市町村)
東みよし町	三加茂 AB 群	140～150	不明	不明	～2010 年度テレメトリー調査(市町村)
	三加茂 CD 群	不明	不明	不明	～2010 年度テレメトリー調査(市町村)
三好市	井川 A 群	90～100	不明	不明	2014 年度GPS首輪調査等(県)
	井川 B 群	70～80	不明	不明	～2012 年度テレメトリー調査(市町村)
	池田 A 群	70～80	不明	不明	～2012 年度テレメトリー調査(市町村)
	池田 B 群	70～80	不明	不明	～2012 年度テレメトリー調査(市町村)
	池田 C 群	60～70	不明	不明	～2012 年度テレメトリー調査(市町村)
	池田 D 群	50～60	不明	不明	～2012 年度テレメトリー調査(市町村)
	池田 E 群	90～100	不明	不明	～2012 年度テレメトリー調査(市町村)

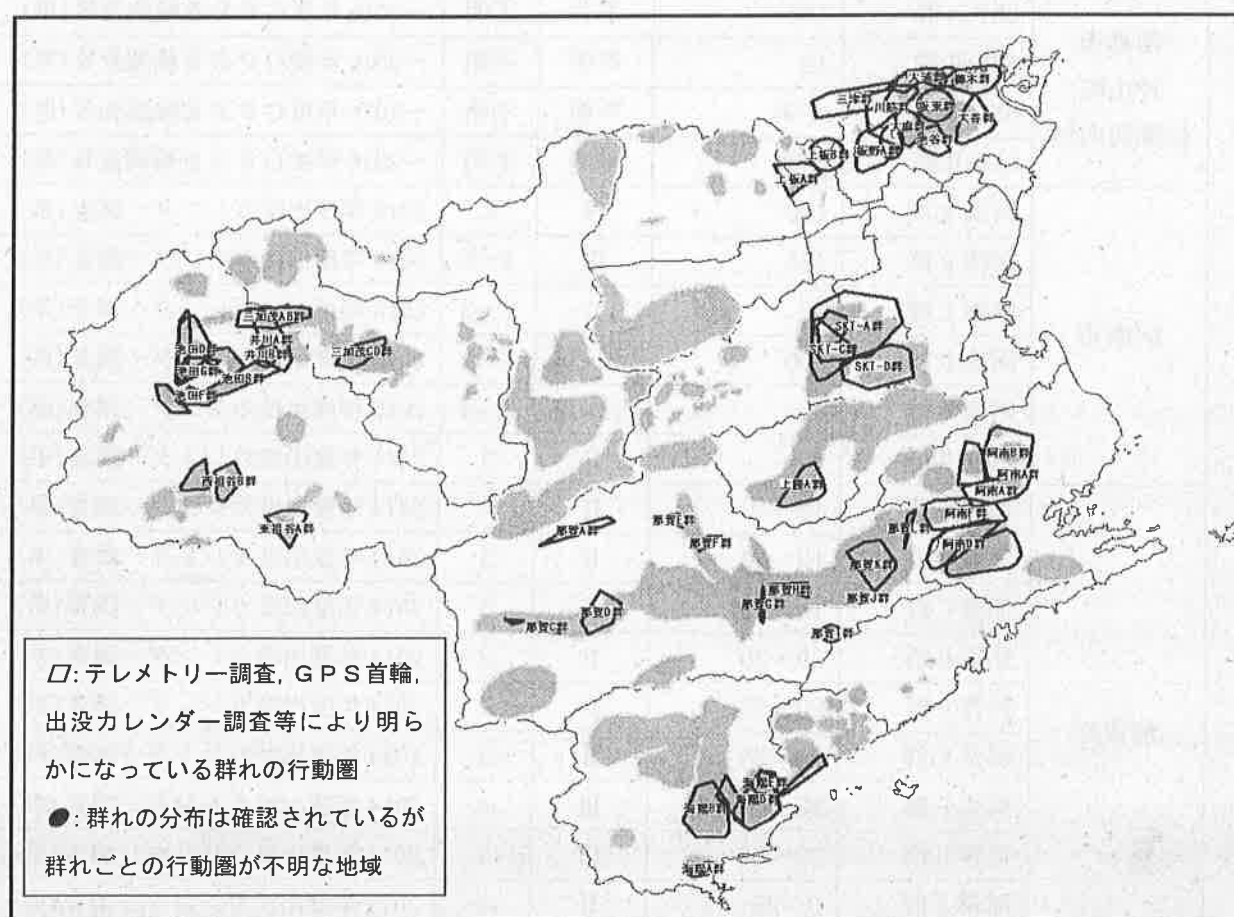


図 3 これまでの調査において確認されている加害群の分布図

2 農作物等被害状況

農作物被害金額は、平成 14 年度まで 1,500 万円を下回る水準で推移していたが、平成 15 年度を境に 2,000 万円を越え、平成 21 年度以降は約 3,000～4,000 万円前後の高水準の被害が続いていた。平成 27 年度は 2,000 万円台（対前年度比 20%）減少しているが、それでもなおニホンザルは、ニホンジカ、イノシシとともに農業における 3 大加害獣となっている（図 3）。加えて、被害金額に算入されない自家消費用の農作物被害も多く、地域住民の心理的負担が増大している。

また、ニホンザルの住宅集合地域への進出が進み、家屋への侵入をはじめとする生活被害や、人への咬（か）みつき、ひっかきなどの人身被害も発生している。

平成 24 年に市町村の鳥獣担当者に対して実施したアンケート等調査や業務報告書から、県内の市町村における人身被害（直接的・間接的要因による人の負傷）、生活被害（家屋の破損等）、農作物被害の発生状況をまとめた（図 4、表 4、図 5、図 5）。人身被害の情報があるのは 3 市町村のみだが、生活被害、農作物被害はほとんどの市町村で発生している。被害を受けている主な農作物は、果樹、野菜類、水稻、イモ類、椎茸であった。

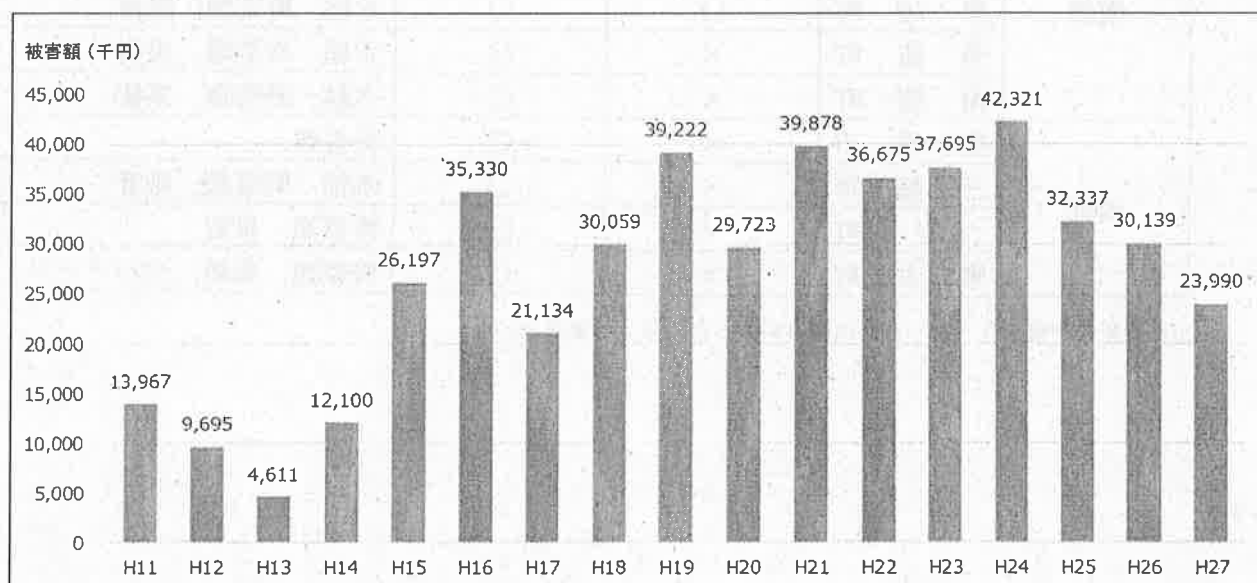


図 4 ニホンザルによる農作物被害金額の推移

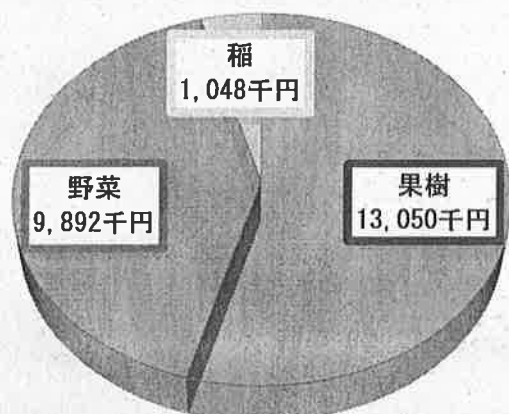


表 4 農作物別の被害金額の状況 (平成 27 年度)

総被害金額	1 位	2 位	3 位
23,990 千円	ミカン 3,570 千円	カキ 2,220 千円	ユズ 1,920 千円

図 5 ニホンザルによる農作物別の被害金額の状況 (平成 27 年度)

表 5 各市町村別の被害の内容

圏域	市町村名	被害の内容		
		人身被害	生活被害	農林業被害（主な品目）
東部	徳 島 市	×	○	果樹，野菜類
	鳴 門 市	○	○	果樹
	吉 野 川 市	×	△	果樹（柑橘類），野菜類
	阿 波 市	×	△	野菜類，果樹
	勝 浦 町	×	×	野菜類，果樹（柑橘類）
	上 勝 町	×	×	野菜類，果樹
	佐那河内村	△	○	水稻，果実，イモ類，野菜類
	神 山 町	○	○	水稻，果実，イモ類，野菜類
	板 野 町	○	○	果樹，野菜類
	上 板 町	×	△	果樹
南部	阿 南 市	○	○	果樹，野菜類
	那 賀 町	×	△	水稻，野菜類，果樹，椎茸
	牟 岐 町	○	○	水稻，野菜類，果樹
	美 波 町	×	○	水稻，野菜類，果樹
	海 陽 町	×	○	水稻，野菜類，果樹
西部	美 馬 市	×	○	野菜類
	三 好 市	×	○	水稻，野菜類，椎茸
	つ る ぎ 町	×	○	野菜類，果樹
	東みよし町	×	○	野菜類，果樹，ソバ

○：近年に被害あり △：過去に被害があった ×：被害がない

第4章 第1期計画の実施状況及び評価と課題

1 実施状況

(1) 個体数管理

ニホンザルは、狩猟鳥獣ではないため、その捕獲は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の許可捕獲に基づく有害鳥獣捕獲を実施している。

捕獲数は平成13年度までは200頭未満であったが、生息区域が拡大し農作物被害の増加や人里への出没が発生したため、有害鳥獣捕獲活動が強化され、近年では、約1,400～1,800頭が捕獲されている。(図6)。

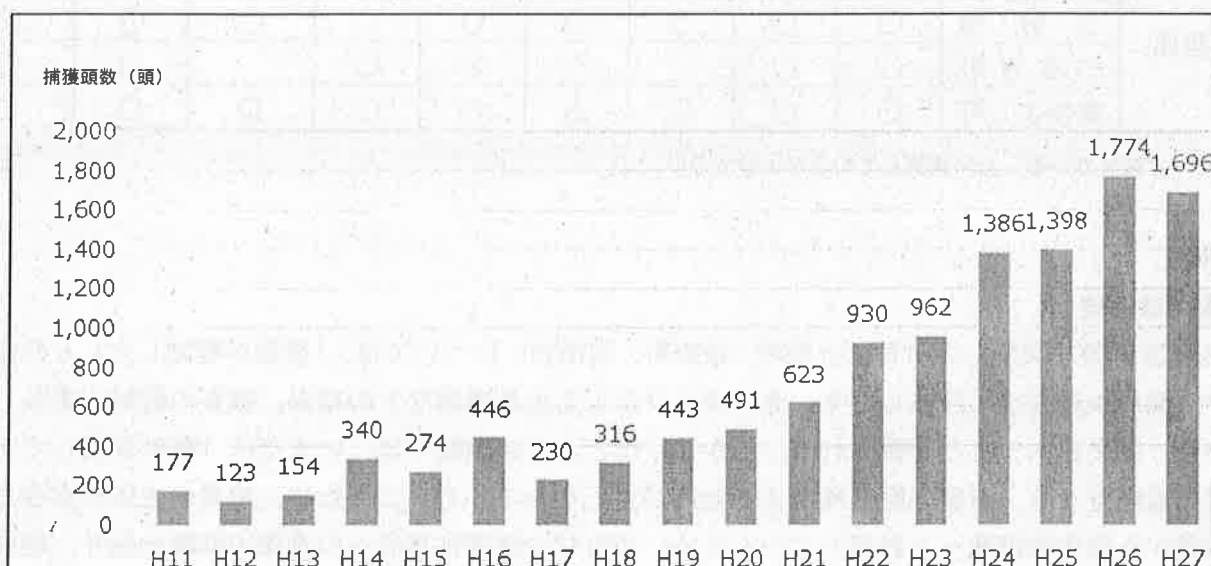


図6 ニホンザルの捕獲数の推移

(2) 被害防除対策

各市町村の被害防除対策の状況について、アンケート等調査などによると、大部分の市町村では花火やスリングショット、モンキードッグ等の活用による追い払いや、侵入防止柵の設置、有害鳥獣捕獲活動といった対症療法の被害防除を進めている。こうした中、一部の集落では、放任教果樹のせん定・除去や緩衝帯の整備などにより、集落を餌場とさせない、侵入させない集落ぐるみの取り組みも進めている。

表6 各市町村の被害対策実施状況

圏域	市町村名	被害防除対策								有害捕獲
		集落環境点検	講習会 研修会	誘引物 除去	緩衝帯 設置	発信器 運用	追い 払い	モンキ- ドッグ	防護柵	
東部	徳島市		○			△	○		○	○
	鳴門市					○			○	○
	吉野川市						△		○	○
	阿波市						○		△	○
	勝浦町	○	○	△			○		○	○
	上勝町	○	○	○	○		○		○	○

	佐那河内村	△	○	○	○	○	△	○	△	○
	神 山 町	○	○	○	○		○	○	○	○
	板 野 町					○	○		○	○
	上 板 町	○	○		△	○	○		○	○
南部	阿 南 市		○	○		○	○		○	○
	那 賀 町	○	○	△	○	○	○	○	○	○
	牟 岐 町	○	△		△	○	○		○	○
	美 波 町	○	△			○	○		○	○
	海 陽 町	○	○		○	○	○		○	○
西部	美 馬 市								○	○
	三 好 市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	つるぎ町	○	○			○	○		○	○
	東みよし町	○	○	○	△	○	○	○	○	○

○：実施している △：実施しているが十分でない

2 評価

(1) 個体数管理

個体数調整を実施した3群（上勝町、板野町、阿南市）については、「被害が軽減した」との報告や、個体数調整後に設置したセンサーカメラによる生息確認などの結果、被害の軽減に寄与しており、効果があったと評価される。しかし、ほとんどの地域では、いまだに「群れ管理」である個体数調整より、有害鳥獣捕獲による対応が主となっている。このため、捕獲の主体を有害鳥獣捕獲から個体数調整へと誘導していくため、市町村や捕獲従事者への意識の転換を図り、理解を求める取り組みが必要である。

また、県内の生息域や捕獲前後の被害発生の状況把握が十分にされていない群れが依然として多いことから、今後は関係機関の連携による集落単位の生息状況、被害状況、対策状況を総合的に捉えたモニタリングと分析を行う必要がある。

表 7 個体数調整と有害鳥獣捕獲

	目的	捕獲時期	個体群保全
個体数調整	著しく増加し、被害が大きな群れの個体数を特定鳥獣保護管理計画に基づき計画的に捕獲	被害時期にかかわらず、許可期間を通して捕獲可能	加害レベルに応じた計画的な捕獲を行うことにより、地域個体群の長期的にわたる安定的な維持が可能
有害鳥獣捕獲	農林業又は生活環境に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲等を行う応急的な被害対策	被害時期発生後	存続が必要な群れを絶滅させる恐れがある

(2) 被害防除対策

① 侵入防止柵の整備

各市町村において、平成 27 年度までに述べ 1,680km の柵が整備されており、被害の軽減に効果を発揮している。しかし、柵を整備していない近隣地域への被害の拡大や設置後の維持管理不足による被害の再発など、柵による被害防除対策が十分に実施できていない地域もあることから、柵の設置推進と設置された維持管理の徹底のため、防護柵の効果や維持管理の重要性について、普及啓発が必要である。

② 集落環境対策

集落環境整備としては、誘引物の除去や野生鳥獣と人とのすみ分け対策として、野生鳥獣の生息地と農地との間に緩衝帯を設けるなど、野生鳥獣が集落等に出没しにくい環境作りに取り組む集落をモデル的に育成している。放任果樹の除去や出荷しない作物等の誘引物の除去については、啓発活動を中心に対策を講じてきたが、徹底されない集落も見られるため、地域住民の意識改革への取組、生活環境被害の把握及び対応が課題となっている。

さらには、生息数の増加やニホンザル以外による野生動物による被害が増加していることに加え、過疎・高齢化が進む中山間においては、個人での対応には限界があり、今後は集落ぐるみで対策を実施することが必要である。

③ 追い払い

モンキードッグの導入が防止対策の一翼を担っており、平成 27 年度末現在、6 市町村で累計 50 頭を導入している。その他にもロケット花火やモデルガンを用いた追い払いも実施されている。しかし、追い払いのみでは一時的な効果しか見られない場合もあるため、被害を継続的に減少させるためには、ほかの被害防除対策と組み合わせた計画的な追い払いが必要である。

3 課題解決のための今後の対応

ニホンザルによる被害防除対策の強化に向け、モニタリング調査レベルの低い群れについては、発信器装着によるテレメトリー調査等により、群れの規模、生息域等を把握し、被害対策に反映させていく。また、個別の群れ対策から、地域内に存在する複数の群れを対象とした「個体数管理対策」、「被害防除対策」、「集落環境対策」による総合的な対策を実施する社会的な取組を強化し、群れの加害レベルの低減を図る。

第5章 計画の基本方針と管理の目標

1 管理計画の基本方針

(1) 加害レベルの管理

長期的な目標は、生物多様性を保全し、次世代に継承していく観点から、人とニホンザルの生活圏を分離するとともに人里への出没を抑制しながら、地域個体群の安定的な維持を目指し、人との軋轢（あつれき）の最小化を図ることである。そのための短期・中期目標は、加害群の状況に応じて全頭捕獲や加害群れの個体数削減などの捕獲を進め、追い上げや侵入防止等の対策を並行して実施し、平成35年度までに加害群の数を半減させることを目指す。

なお、管理計画の作成に当たっては、ニホンザルが日本の固有種であり、かつ、本県の豊かな自然環境や生物多様性を構成する野生動物であることに鑑み、地域個体群の絶滅の危険性を推定し、地域個体群の維持を図ることを基本とするとともに、群れの分裂及び分派を回避するため、各群れの生息状況や被害状況の他、これまでの県内における分裂等の状況や専門家の助言等を踏まえ、群れの適正な頭数を設定する。

(2) 順応的な管理

管理計画は、加害群の動向及び被害防除対策によるニホンザルの生息状況と被害状況の変化を科学的に検証し、その評価を対策にフィードバックする「順応的管理」により推進する。

表 8 各期の管理目標

区分	期 間	個体群管理	生息環境管理	被害防除
短 期	管理計画の期間	▶個体群の増加幅抑制 ▶個体群の分裂の防止	▶生息域の拡大幅抑制	▶農林業・生活環境被害を増加させない ▶人身被害の防止
中 期	概ね 10 年	▶加害群の半減 ▶個体群の増加幅抑制 ▶個体群の分裂の防止	▶被害地域の縮小 ▶生息域の拡大幅抑制	▶人身被害の防止 ▶農林業・生活環境被害の防止及び低減
長 期	概ね 20 年以上	▶地域個体群としての安定的な維持	▶人とサルの生活圏の分離を維持 ▶保全のための生息環境の整備	▶人身被害の解消 ▶農林業・生活環境被害の解消

第6章 目標を達成するための具体的な取組み

1 個体数管理に関する事項

(1) 加害群・個体数管理

ニホンザルは母系集団で群れを形成し、社会性や学習能力が高く、環境を立体的に使うとともに、比較的安定的な行動圏をもつという生物学的特徴を有しており、シカやイノシシ等のような個体数の密度を調整する捕獲を実施した場合、群れを分裂・拡散させるなど、群れの動態を不安定にさせ、被害対策を煩雑化させる恐れがある。

このため、「個体数管理」に当たっては、群れを単位として、その生息環境や個体群の規模、被害状況等に応じて、群れの悪質個体の除去や個体数の縮小を図るとともに、極めて悪質な群れの場合は全頭捕獲するなど、農地や集落等にニホンザルを出没させない生息域管理を行う必要がある。

① 被害防除計画の策定

保護管理の実行に当たっては、市町村ごとに作成する被害防除年次計画に基づく施策の実施を原則とする。特に、加害群の定着及び拡大が確認されている市町村は、群れごとの目標頭数、個体数管理の方法及び当該年度の捕獲計画数を事業実施計画で定めるよう努める。

県は、管理計画及び市町村が定める被害防除年次計画を基に、必要に応じ専門家からの助言を受けながら、年度ごとに管理実施方針の立案・評価に努める。

特に群れごとの目標頭数の設定に当たっては、各群れの生息状況や被害状況の他、県内における過去の分裂等の状況や専門家の助言等を踏まえ、群れの適正な頭数を設定する。

② モニタリング調査の実施

科学的・計画的な保護管理を進めるため、県と市町村は協力してモニタリング調査を行うこととし、その結果を評価し効果的な被害対策等に活用するほか、必要に応じて管理計画等の見直しの検討を行う。

(2) 加害群・個体数管理の方法

本県の加害群の推定個体数は最大で約 6,800 頭と推定されている。

しかしながら、県内の生息域や捕獲前後の被害発生状況把握が十分にされていない群れが依然として多いことから、個体数管理に当たっては、加害群の動向や個体数のほか、対策によるニホンザルの生息状況や被害状況の変化などを総合的に精査するなどの慎重な検討が必要である。

個体数管理に当たっては、ニホンザルが母系の群れを形成し、季節の食物環境に合わせた行動域を移動して生活することから、被害は加害群の行動域内で発生するので、対策は基本的に群れを単位として実施するとともに、農作物への依存度等、被害の発生状況も考慮し、次の表の基づき群れごとに加害レベルと群れのサイズ等、群れの状況に応じた個体数管理を行うことを原則とし、捕獲によってかえって被害の拡大が発生しないよう努める。

加害レベルの判定は、群れの出没頻度、出没規模、人への反応、耕作地の被害程度、生活環境被害のそれぞれについて、現地調査、アンケート調査、専門家によるチェックのいずれか、あるいは複数の方法を用いて、判定表（表 9）を参照し各指標のポイントを算定する。そのポイントを合計した値を表 10 に照らし合わせて、群れの加害レベルとする。

なお、加害レベルに応じた捕獲オプションを選択する際には、被害防除対策（防護柵の設置と適切な管理、集落環境の管理等）の実施状況を確認した上で決定する。

また、市街地等に出没したハナレザルについては、県、市町村が協力して地域住民の人身被害防止に配慮しながら捕獲にあたることとし、捕獲個体は群れへの悪影響が懸念されることから原則として放獣は行わないこととする。

表 9 加害レベル判定表

ポイント	群れの状況				
	出没頻度	出没規模（平均）	人への反応	集落への加害状況	生活被害
0	山奥にいたためみかけない	群れは山から出てこない	遠くにいても、人の姿を見るだけで逃げる	被害集落はない	被害なし
1	季節的にみかけるときがある	群れの1～2割あるいは2, 3頭程度の出没が多い	遠くにいても人が近づくと逃げる	軽微な被害を受けている集落がある	宅地周辺でみかける
2	通年、週に1回程度どこかの集落でみかける	群れの半数未満（2～5割程度）あるいは10頭未満の出没が多い	遠くにいない場合逃げないが、20m以内までは近づけない	大きな被害を受けている集落がある	庭先に来る、屋根に登る
3	通年、週に2, 3回程度どこかの集落でみかける	群れの半数以上（5～8割程度）あるいは10～20頭程度の出没が多い	群れの中に、20mまでは近づいても逃げないサルがいる	甚大な被害を受けている集落がある	器物を損壊する
4	通年、ほぼ毎日どこかの集落でみかける	群れのほとんど（8割以上）あるいは20頭以上出没する	追い払っても逃げない、または人に近づいて威嚇するサルがいる	甚大な被害を受けている集落が3集落以上ある	住居侵入が常態化

※ 1 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）より

表 10 加害レベル

加害レベル（徳島県）	ポイント	群れの出没頻度、出没規模、被害内容	ガイドラインの加害レベル（環境省）
I	0～2	➤ サルの群れは山奥に生息しており、集落に出没することがないので、被害はない。	0
		➤ サルの群れは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。	1
II	3～12	➤ サルの群れの出没は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。	2
		➤ サルの群れは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。	3
III	13～20	➤ サルの群れ全体が、通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。まれに生活環境被害が発生する。	4
		➤ サルの群れ全体が、通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。人馴れが進んでいるため被害防除対策の効果が少ない。	5

表 11 加害レベルと捕獲オプション

加害レベル	捕獲オプション
レベルⅠ	▶捕獲は原則として行わない ▶被害防止のためにやむを得ない場合に限り、悪質個体を識別したうえで、選択的に捕獲する。(選択捕獲)
レベルⅡ	▶地域ぐるみの総合対策を試みてもなお被害が軽減できない場合に限り、捕獲実施前の群れの頭数の50%程度までに減少させることを可能とする。(部分捕獲) その際、群れの分裂に注意を払う。
レベルⅢ	▶レベルⅢの群れの中でも、極度に農地や市街地に依存していると考えられる群れであり、追い上げ可能地域がないなど将来的な生息地の設定が困難な群れについて、地域ぐるみで総合対策を試みてもなお被害が軽減できない場合は、全頭捕獲の対象群とする。(全体捕獲) その際、群れの全頭の捕獲を行う場合、別の群れが進出してくる可能性を考慮する。 ▶上記に該当する群れ以外の場合であり、地域ぐるみで総合対策を試みてもなお被害が軽減できない場合に限り、捕獲実施前の群れの頭数の50%程度までに減少させることを可能とする。(部分捕獲)

2 被害防止対策に関する事項

被害防除対策を進めるに当たっては、地域の実情に応じて、次の対策を効果的に組み合わせて実施する。被害防除対策は、群れ管理や生息環境整備も含めて、他の鳥獣による被害対策も踏まえ地域の実情に合わせて総合的に推進することにより、相互の効果を発揮するものである。

なお、被害防除対策には、集落ぐるみの対策が必要不可欠であるため、県及び市町村は、地域住民を中心とした体制づくりを支援し、地域の主体的な取組みを促進する。

(1) 侵入防止柵の設置及び機能維持の推進

農作物はニホンザル等の野生動物を集落へ誘引する要因となっているため、効果的な電気柵や防護ネットの設置によりニホンザルの農地への侵入を防ぐ。

また、効果が十分に発揮されていない集落に対しては、市町村、関係機関と連携したフォローアップを行い、適正な設置方法や維持管理の重要性を普及啓発するとともに、技術支援を行う。

(2) 集落環境対策

放任果樹の除去や出荷しない作物の野外投棄の排除、隠れ場所となる耕作放棄地や見通しの悪い林縁等の除去による緩衝帯の設置等により、ニホンザルの侵入させない強い集落づくりを進める。さらには、個人で実施する対策から、今後は集落ぐるみで対策へと転換を図り、柵の整備や生息環境整備など、総合的な集落対策を推進する。

(3) 追い払い

農地や住宅地などへのニホンザルの侵入を防ぎ、その地域外に追い払うことで、被害の減少を図る。なお、追い払いは、住民を中心に集落が主体となって実施し、県及び市町村は、テレメトリ調査等で把握した位置情報の提供やモンキードッグの導入推進による支援する。

(4) 普及啓発

県、市町村、関係団体は連携して、地域住民が集落ぐるみで適切な被害防止対策に取り組めるよう、研修会の開催等をとおして指導、支援を行う。また、集落ぐるみの対策に自立して取り組めるよう、獣種別の「対策マニュアル」を策定し、地域の特性に応じた効果的な対策の普及、推進を図る。

(5) その他

① モデル事業の実施と技術支援

県は、加害群の効果的な捕獲や繁殖抑制などのモデル事業や獣害対策に立ち向かうモデル集落づくりを推進し、その手法を随時提示するなど、地域のニホンザル被害対策を支援するものとする。

② 安易な餌付けの禁止

ニホンザルに対する餌付けは、人馴れを助長し、かつ本来の生態を歪（ゆが）める影響があるため行わない。また、捕獲の際の不適切な誘引餌は集落への誘引や個体数増加、他の鳥獣の錯誤捕獲といった影響があるため、捕獲のための餌付けについては専門家等による指導・助言を受け適切に実施することとする。

3 その他

- ① 個体数調整捕獲に当たっては、捕獲個体の身体的苦痛及び捕獲従事者の心理的負担を軽減するため、安楽死の方法を研究し、その普及に努めるものとする。
- ② 死体は山野に放置することなく焼却・埋設し適正に処分する。
- ③ 捕獲個体は、ニホンザル捕獲調査票（様式1）に従い捕獲状況・捕獲個体情報等を記録し、県及び市町村に報告するよう捕獲従事者に協力を求める。
- ④ 捕獲の徹底による群れの縮小、除去を行う場合は、大型捕獲檻を利用した捕獲など群れの分散を防止するための措置を十分に図り、被害地域の拡大を抑制する方法に努めるものとする。
- ⑤ 繁殖抑制など、新たな個体数低減の手法の研究、開発に努めるものとする。
- ⑥ 群れから離れて活動するハナレザルについては、出没地区の住民や市町村に対して、餌付け行為の禁止、放任果樹など誘引物の管理・撤去、追い払いなどの指導を行い、被害が深刻な場合は、適切に捕獲する。
- ⑦ 群れに属する加害性の高い個体（有害個体）をできる限り特定し、選択的な捕獲に努めるものとする。

第7章 管理計画の実施体制と関係機関の役割

1 管理計画の実施体制

管理計画の実施に当たっては、県関係機関、試験研究機関、市町、農林業者（団体）、地域住民、森林管理署、狩猟者団体等が連携するとともに、関連NPO、ボランティアからも協力を得るよう努める。

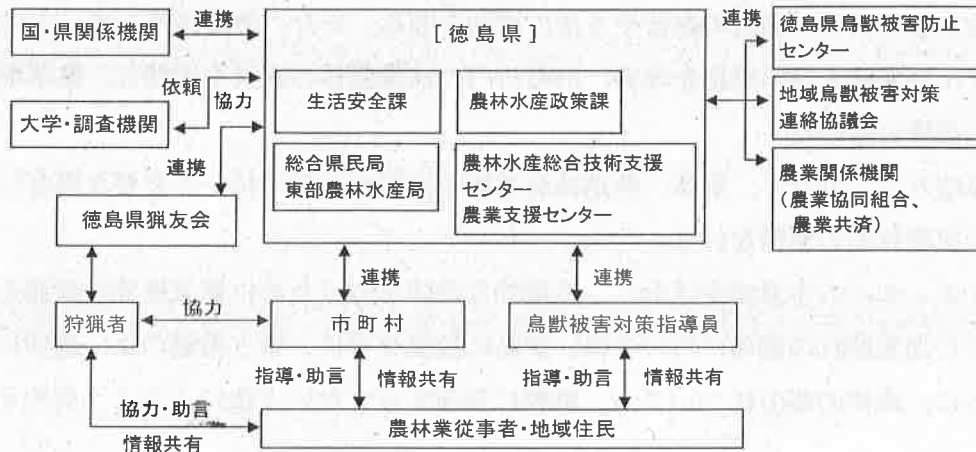


図7 実施体制のイメージ

2 関係機関、農林業者、捕獲従事者、県民の役割

(1) 県の役割

県は、管理計画や年度ごとに策定する管理実施方針に基づく各種施策の実行、モニタリング調査、管理計画等の評価・計画の見直しを行うこととし、その円滑な運用のために次のことを行う。

- ① 効果的な被害対策の普及を行うため、県は、助言、支援及び情報提供を積極的に行う。
- ② 全県下のモニタリング調査の実施及びとりまとめのほか、加害レベルの評価を行う。
- ③ 生息分布、行動圏把握のために隣接県との情報交換、連絡調整等を実施する。
- ④ モニタリング調査により、群れの分布や加害レベルを把握することにより、市町村をまたぐ対策にあたっての広域調整を行う。
- ⑤ 追い払いや防護策設置の効果が上がらない集落に対し、市町村と協同で問題点の洗い出しを行い、有効な対策の助言・支援を行う。
- ⑥ 計画の実施に当たっては、市町村や農林業者はもとより、県民を含む幅広い関係者の理解と協力が不可欠であることから、県は、管理計画の内容や考え方について広く普及啓発するほか、管理計画の進捗状況や調査結果等に基づく地域個体群の現状、被害状況等を公表する。

(2) 市町村の役割

- ① 市町村等捕獲の実施主体は、管理計画の効果的な目標達成に資するため、加害群れ・個体数管理の被害防除年次計画を策定し、地域ごとの管理目標を具体化・明確化し、地域が共通認識をもって対策の実施を図れるよう体制を整備するものとする。この管理計画では、特にレベルⅢに評価された加害群れの縮小、除去を目標にしていることから、被害防除年次計画には、必要な被害防除や地域の合意形成など、捕獲圧を高める場合の要件を盛り込むものとする。

- ② 集落に生息するニホンザルを対象に、集落住民をはじめとする関係者と協同で具体的な被害対策等を実施する。
- ③ 農林業者や住民に対し、残地果実及び廃棄果実の除去について周知徹底を図る。
- ④ 群れの行動を把握し被害を未然に防ぐために、必要に応じて加害群れのニホンザルに電波発信機を装着するなど、群れの移動情報の把握に努める。
- ⑤ 捕獲従事者に対し、捕獲の趣旨や方法の周知を図る。また、捕獲個体のデータの記録、ニホンザル捕獲調査票の提出を求め、市町村内の捕獲個体の状況を把握し、集落単位の生息状況の把握に努める。
- ⑥ 個人単位だけではなく、集落、農地共有者等の協同での追い払いが必要な場合には、追い払いの組織体制の整備を行う。
- ⑦ 人とニホンザルの生息域を区分し、広域的な防除を行うために電気柵等の設置を行う。
- ⑧ 捕獲した加害群れの個体については、安易に放獣せずに、県と協議の上、適切に対処するとともに、個体の処分についても、動物に苦痛を与えない方法によるよう努める。

(3) 農林業者の役割

所有する農作物や商品等を中心に自己防衛的被害防除対策を中心に、次のことを行う。

- ① 農地に侵入しにくい環境をつくり出すために、農地周辺の藪（やぶ）の刈払いなどの環境整備を行う。なお、整備後の維持管理方針について整備実施前に関係者と十分調整を行い、事後管理が持続的に行われる体制の整備を図る。
- ② 農地への物理的な侵入をふせぐために簡易柵等の設置を行う。
- ③ 野菜や果実の取り残しをなくすとともに、廃棄果実を埋設するなど適切な処理をする。
- ④ 協同での追い払いに対して積極的に協力体制をとる。
- ⑤ 行政機関が実施するモニタリング調査への協力に努める。

(4) 捕獲従事者の役割

- ① 捕獲従事者においては、県又は市町村の要請に基づき必要な措置を講じる。
- ② 捕獲従事者においては、捕獲個体のデータをニホンザル捕獲調査票に取りまとめるとともに、県及び市町村から調査表の提出を求められた場合は、調査票の提出に努める。
- ③ 野生鳥獣の生態を知る者として、必要に応じ、行政機関、関係団体、住民に対し、被害防除などについての助言を行う。

(5) 県民の役割

- ① 管理計画の必要性及び内容を理解し、被害防除対策に協力する。
- ② 庭の果実の除去又は早期収穫を徹底する。
- ③ 餌やり行為を止める。
- ④ 行政機関が実施するモニタリング調査への協力に努める。

第8章 その他

1 被害防止計画との整合性

管理計画及び被害防除年次計画の適正な運用に向け、鳥獣被害防止特措法に基づき地域協議会等が作成した被害防止計画との整合性を確認し、必要に応じて市町村と協議して被害防止計画の修正を促すなど、管理対策が適切に実施されるよう必要な指導や助言を行うものとする。

2 モニタリングの実施

管理計画の推進や被害防除対策の実施による生息状況や被害発生状況の変化に応じて、適切に管理計画を見直す（フィードバック）順応的管理に向け、モニタリングを実施する。

- ① 生息状況（県下の群れの数、群れの分布、群れの個体数、加害レベル等）
- ② 被害状況
- ③ 捕獲状況

3 管理計画の見直し

管理計画を実効性の高いものとするため、関係市町村や団体、大学等連携・協力の上、図7の体制に基づき、被害防除対策及び捕獲の成果並びに生息状況等を継続してモニタリングするとともに評価・検証し、随時、管理計画の見直しを行うことにより、野生動物の動態変化に柔軟に対応していくものとする。

4 人材の育成・確保

県・市町村は、関係機関・大学・団体と連携・協力し、ニホンザルの被害対策や管理について知見をもった人材の育成と確保に努める。また、研修会等の普及啓発によって市町村および地域において指導者となる人材の育成に努める。

5 普及啓発

計画の実施に当たっては、市町村、農林業者はもとより、県民を含む幅広い関係者の理解と協力が不可欠であることから、管理計画の内容や考え方について広く普及啓発する。

6 関係地方自治体との連携

隣接する地方自治体（他県及び市町村）と生息状況、被害対策の実施状況等の情報を共有し、適切な管理施策を実施するため連携の強化を図る。

7 生息地の保護及び整備

自然に対する人間の働きかけが縮小したことによる生物多様性の危機、中でも中山間地域を中心に人口減少や高齢化を背景に増加した耕作放棄地や里山放置林に、ニホンジカやイノシシ、ニホンザルなどが進出し、地域の生物多様性の劣化をもたらしている。

このため、平成25年10月に策定した「生物多様性とくしま戦略」では、「生物多様性という地域資源を生かした、コンパクトな循環型社会の実現」を長期目標に定め、この長期目標の実現を目指す上で、「生物の生息・生育環境の継承」をはじめとする4つの方向性のもと、鳥獣被害防

止プロジェクト等12の重点施策を推進する（図8）。

特に、広葉樹林の保全・復元や、スギ、ヒノキ等の人工林の広葉樹林化、針広混交林への誘導など、野生鳥獣の生息環境に必要な多様な森林整備や、中山間地域等直接支払制度等を活用して、農地の多面的機能の維持・保全や耕作放棄地の解消に向けた集落ぐるみの取り組みを推進する。



図 8 生物多様性とくしま戦略概要版（抜粋）

8 外来種の対応

ニホンザルと近縁のアカゲザル、タイワンザル等外来種が確認された場合には、速やかに除去する。

(様式1)

ニホンザル捕獲調査票（捕獲従事者用）

捕 獲 日 時	年 月 日					
捕 獲 場 所	◇ 鳥獣保護区等位置図により捕獲場所が判明している場合 ① メッシュ番号 ②メッシュの中での位置 <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					
◇ 上記以外の場合 市・群 町・村 大字 字 付近						
捕獲したサルの の 状 況	① 性 別 オス ・ メス ・ 不明 ② 年 齢 極小 ・ 小 ・ 中 ・ 大 ・ 不明 ③ 群れの状況 群れのサル ・ ハナレザル ・ 不明 ④ 写真 <table><tr><td></td><td></td></tr></table> 全身の写真 顔の写真					
捕 獲 者	住所	許可区分				
	氏名	個体数調整・有害捕獲駆除・その他				
		捕獲方法				
		網 わな（種類： ） 銃器（種類： ）				
	駆除班（ ）・単独					

ニホンザル捕獲個体の状況等 (市町村用)

No	捕獲日時	捕獲場所		捕獲個体の状況			捕獲者		許可区分	捕獲方法
		住所	マッシュ番号	性別	大きさ	群れの状況	住所	住所・氏名		
				☐ オス(♂) ☐ メス(♀)	☐ 極小 ☐ 小 ☐ 中 ☐ 大 ☐ 不明	☐ 群れ ☐ ハナレザル ☐ 不明	住所 氏名		☐ 有害鳥獣捕獲 ☐ 個体数調整捕獲 ☐ その他	☐ 網 ☐ わな ☐ 銃器
				☐ オス(♂) ☐ メス(♀)	☐ 極小 ☐ 小 ☐ 中 ☐ 大 ☐ 不明	☐ 群れ ☐ ハナレザル ☐ 不明	住所 氏名		☐ 有害鳥獣捕獲 ☐ 個体数調整捕獲 ☐ その他	☐ 網 ☐ わな ☐ 銃器
				☐ オス(♂) ☐ メス(♀)	☐ 極小 ☐ 小 ☐ 中 ☐ 大 ☐ 不明	☐ 群れ ☐ ハナレザル ☐ 不明	住所 氏名		☐ 有害鳥獣捕獲 ☐ 個体数調整捕獲 ☐ その他	☐ 網 ☐ わな ☐ 銃器
				☐ オス(♂) ☐ メス(♀)	☐ 極小 ☐ 小 ☐ 中 ☐ 大 ☐ 不明	☐ 群れ ☐ ハナレザル ☐ 不明	住所 氏名		☐ 有害鳥獣捕獲 ☐ 個体数調整捕獲 ☐ その他	☐ 網 ☐ わな ☐ 銃器
				☐ オス(♂) ☐ メス(♀)	☐ 極小 ☐ 小 ☐ 中 ☐ 大 ☐ 不明	☐ 群れ ☐ ハナレザル ☐ 不明	住所 氏名		☐ 有害鳥獣捕獲 ☐ 個体数調整捕獲 ☐ その他	☐ 網 ☐ わな ☐ 銃器

平成 年度市町村ニホンザル管理実施計画（被害防除実施計画）

市・町・村	地域・地区	対象群れ数群	推定頭数頭
-------	-------	--------	-------

1 目撃状況

出没頻度	☐ 毎日 ☐ 毎週 ☐ 毎月 ☐ まれに ☐ その他（ ）
出没時期	1月・2月・3月・4月・5月・6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月
出没状況	☐ 山間 ☐ 田畑 ☐ 民家 ☐ 人威嚇 ☐ その他（ ）

2 前年度被害状況

農作物の種類	被害総額（円）

3 加害レベルの評価（対象とする群れが複数ある場合は、群れごとに評価する）

出没頻度	出没規模	人への反応	加害状況	生活被害	ポイント	加害レベル

4 対策の状況及び計画（対象とする群れが複数ある場合は、群れごとに評価する）

	個体数管理 (実施時期・方法・頭数)	被害防除 (実施時期・方法)	生息環境管理 (実施時期・方法)
前年度実績			
問題点			
当年度計画	(実施時期・方法)	(実施時期・方法)	(実施時期・方法)

